

●追補

標記図書につき、以下の事務連絡により、追補します。

- 令和8年5月8日 訪問看護事業所の看護師等がD to P with N によるオンライン診療の補助を行った場合の令和8年度診療報酬改定を踏まえた評価に関するQ & A（厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）介護保険最新情報（Vol. 1501）
- 令和8年5月8日 「「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の発出に伴うQ & A（令和8年5月8日）（厚生労働省老健局高齢者支援課／認知症施策・地域介護推進課／老人保健課事務連絡）介護保険最新情報（Vol. 1502）

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後
550	<p>※「追補3（令和8年4月）」の「令和6年度介護報酬改定Q & A（Vol. 17）」の後ろに以下のQ & Aを加える。</p> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px 0;"> <h2 style="margin: 0;">訪問看護事業所の看護師等が D to P with N による オンライン診療の補助を行った場合の 令和8年度診療報酬改定を踏まえた評価に関するQ & A</h2> </div> <p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">〔訪問看護★〕</p> <div style="background-color: #333; color: white; padding: 5px; font-weight: bold; font-size: 1.1em;">訪問看護事業所の看護師等が D to P with N によるオンライン診療の補助を行った場合の訪問看護費の請求について</div> <p>問 令和8年度診療報酬改定において、令和8年6月から訪問看護事業所の看護師等が D to P with N によるオンライン診療の補助を行った場合の診療報酬請求上の取り扱いが明確化されたが、介護保険で同様に D to P with N によるオンライン診療の補助を行った場合、どの訪問看護費を算定すればよいか。</p> <p>訪問看護指示書の有効期間内の利用者の訪問看護計画書上、予定された訪問看護がない場合のオンライン診療の補助の実施については、次期介護報酬改定までの間、以下の点数を算定すること。ただし、いずれも算定は月1回に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護費 <ul style="list-style-type: none"> イ 指定訪問看護ステーションの場合 (1) 所用時間 20 分未満の場合 314 単位 ロ 病院又は診療所の場合 (1) 所要時間 20 分未満の場合 266 単位 ・介護予防訪問看護費 <ul style="list-style-type: none"> イ 指定訪問看護ステーションの場合 (1) 所用時間 20 分未満の場合 303 単位 ロ 病院又は診療所の場合 (1) 所要時間 20 分未満の場合 256 単位 <p>また、連携する保険医療機関からの依頼を受けて訪問看護指示書の交付がない利用者に対して訪問看護計画書に基づいて行う指定訪問看護以外の場面で、在宅で療養を行っている又は緊急に診療を要する患者であって通院が困難なものに対し、保険医療機関の医師が看護師等が同席の下で診療を行う必要があると判断した場合に、患者の同意を得て看護師等が患家を訪問し、情報通信機器を用いた診療の補助を行った場合には、診療報酬医科点数表の区分番号「C005-1-3」訪問看護遠隔診療補助料を保険医療機関が算定し、合議の上、費用の精算を行うものとする。具体的な要件については、「C005-1-3」訪問看護遠隔診療補助料に関する算定告示や留意事項通知等を事前に確認すること。</p> <p>なお、訪問看護計画書に基づく計画的な指定訪問看護の実施時に、オンライン診療の補助も行った場合には、計画的な指定訪問看護に係る時間に当該補助に要した時間を合算した時間区分の訪問看護費を算定すること。</p>		

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス，居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の発出に伴うQ&A

〔居住系サービス・施設系サービス〕

協力医療機関連携加算について

問1 協力医療機関連携加算について、「電子的システムにより当該協力医療機関において、当該施設の入居者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合には、年1回以上開催すること」とあるが、随時確認できる体制とは具体的にどのような場合が該当するか。

例えば、都道府県が構築する地域医療介護総合確保基金の「ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備」事業を活用した、地域医療情報連携ネットワーク（以下「地連NW」という。）に参加し、当該介護保険施設等の医師等が記録した当該介護保険施設等の入所者の診療情報及び急変時の対応方針等の情報について当該地連NWにアクセスして確認可能な場合が該当する。

この場合、当該介護保険施設等の医師等が、介護保険施設等の入所者の診療情報及び急変時の対応方針等についてそれぞれの患者について1ヶ月に1回以上記録すること。なお、入所者の状況等に変化がない場合は記録を省略しても差し支えないが、その旨を文書等により介護保険施設等から協力医療機関に、少なくとも月1回の頻度で提供すること。

※令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 3）（令和6年3月29日）問3は一部修正する。

〔通所介護，通所リハビリテーション★，短期入所生活介護★，短期入所療養介護★，特定施設入居者生活介護★，介護老人福祉施設，介護老人保健施設，介護医療院，地域密着型通所介護，認知症対応型通所介護★，小規模多機能型居宅介護★，認知症対応型共同生活介護★，地域密着型特定施設入居者生活介護，地域密着型介護老人福祉施設，看護小規模多機能型居宅介護〕

やむを得ない事情における人員欠如に係る特例的な取扱い

問2 「突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情」とはどのような場合か。

例えば、以下のような場合において、職員が一時的に不足する状況が該当する。

- ・職員や家族の突発的な体調不良等により1か月を超える不在が見込まれる場合
- ・職員の自己都合による急な離職等が複数重なった場合

なお、職員や家族の突発的な体調不良等により1か月を超える不在が見込まれる場合においては、公共職業安定所又は都道府県ナースセンター，福祉人材センター等に求人の申込みを行うに当たって、職員の短期的な不在を補

うためだけでなく、長期的に安定的な人材確保を図る観点から求人内容を検討すべきであることに留意すること。

問3 「1年に1回に限り,」とあるが、1年はいつから起算するのか。

突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌々月の初日から起算する。

問4 「公共職業安定所又は無料職業紹介事業等を活用して職員の確保に係る取組を行っている場合においても、当該事業所又は施設が自ら採用情報をウェブサイトで公表する等、職員の確保に係る取組を積極的に行っていることが望ましい」とあるが、自ら管理するホームページ等を有しない場合はどのように対応するか。

自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではない。